

「包括的な支援体制にかかる作業チーム」の設置について

「大阪市地域福祉連絡会議」の下に、次のとおり「包括的な支援体制にかかる作業チーム」を設置しましたので、下記のとおり報告いたします。

1 設置根拠

大阪市地域福祉連絡会議設置要綱 第5条

2 設置理由

平成29年5月の社会福祉法の改正により、地域福祉推進の理念として、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な生活課題について、住民や福祉関係者が把握し、関係機関が連携して分野を超えた相談に応じる体制を構築することなど、包括的な支援体制の整備に努めることが規定された。

また、令和2年6月に改正された社会福祉法では、市町村において、地域住民の複合・複雑化したニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されたところである。

以上のような国の動向を踏まえ、本市における包括的な支援体制の充実に向け、情報共有や意見交換、地域資源や既存事業等の実情を踏まえた手法や課題について議論する必要があるため、作業チームを設置する。

3 構成員

以下の関係課の職員のうち、議事内容に応じて福祉局生活福祉部地域福祉課長が都度指定する。

- ・福祉局生活福祉部地域福祉課
- ・福祉局生活福祉部自立支援課
- ・福祉局障がい者施策部障がい福祉課
- ・福祉局障がい者施策部障がい支援課
- ・福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課
- ・福祉局高齢者施策部介護保険課
- ・こども青少年局企画部企画課
- ・こども青少年局子育て支援部管理課
- ・その他議事内容の関係課

4 設置日

令和5年1月18日

5 開催経過

(令和4年度第1回)

日時 令和5年2月2日(木)午前9時30分～午前10時30分

同3日(金)午後4時～午後5時

- 議題
- ・重層的支援体制整備事業の概要と現況について
 - ・重層的支援体制整備事業の財政シミュレーション結果について
 - ・今後の方向性(国要望等)について